

人権あれこれ ～高齢者の人権～

今回は、高齢社会の現状について考えてみましょう。

①高齢者の車の運転について

近年、高齢のドライバーによる交通事故のニュースが頻繁に取り上げられています。高齢であることを理由に、運転免許証を無理やり返納させるなど、周囲が一方的に圧力をかけるような行為は年齢による偏見ともとれます。都市部と地方では、暮らしぶりや生活スタイルが違います。生活する上での移動について、自動車以外の代替手段や地域コミュニティによるサポートなどが整っているかなど、多様な視点から考えることが必要ではないでしょうか。

②高齢者と仕事

高齢者の貧困が社会問題として注目されていますが、高齢者が仕事をするものの意味は、経済面ばかりではありません。「社会貢献」や「生きがい」としての仕事、「社会との接点」や「健康づくり」など、さまざまな思いで仕事に向き合っています。一人一人の状況に沿った配慮や工夫をして、高齢になっても働きやすい職場づくりが必要ではないでしょうか。

③家族による高齢者虐待について

虐待の種類には、大きく分けて「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「経済的虐待」の5つの類型が示されています。家族による虐待の発生要因には、介護疲れ・介護ストレス、幼少時代も含めた親子関係の複雑さや経済的困窮、虐待をする人の精神状態など、さまざまな問題が潜んでいる場合も少なくありません。

家族などによる高齢者虐待の件数は、年々増加傾向にあります。サポート体制の見直しなども含め、行政や福祉関連機関、地域全体で考えていく必要のある課題です。虐待を未然に防ぐために、どのようなことができるのでしょうか。

④介護と仕事の両立をさまたげる「ケアハラ」

介護の内容や介護に伴う負担は、家族構成や介護者との関係性、要介護認定の程度によって大きく異なります。従来、介護は「家庭の問題」ととらえられてきましたが、近年は介護の社会化が叫ばれ、働きながら介護ができる制度がだんだんと充実してきました。

いつ誰が介護に直面しても対応可能なように、介護と仕事の両立について啓発などを行っていくことが大切だと思います。

みなさんは、どう思われますか？



「令和3年度 部落解放・人権尊重標語」を募集します

町では、人権尊重の意識高揚を目指して、町内の小学校・中学校・高校の児童・生徒や町民の皆さんから「部落解放・人権尊重標語」を募集しています。

一人一人が大切にされ、誰もが希望を抱いて心豊かに暮らしていける地域づくりを目指して、人権を守るためにできることや感じていることなどを標語にしてみませんか？皆さんのご応募お待ちしております。

★募集締切：6月15日（火）

★作品提出先：下榎集会所・教育委員会・町公民館

応募用紙の指定はありません。作品に住所と名前をご記入ください。

入選作品は、広報ひの7月号に掲載するとともに、短冊にして町内の施設・事業所に掲示するなど啓発に活用します。なお、入選者には賞状と記念品を贈呈します。ふるってご応募ください。

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

獣害対策

お役立ち情報も。そこへと教えて、
木下チーフ！

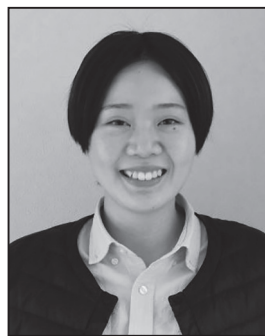


最前線

番外編

新人紹介♪

日野郡鳥獣被害対策協議会 実施隊チーフ
木下卓也【問合せ】電話 72-1399



日野郡にはゾウもヒヨウ
もいませんが、代わりにイ
ノシシがいるので、がんばっ
て捕獲したいと思います。
引越してきたばかりで右
も左もわかりませんが、皆
さんよろしくお願いします。

初めまして。4月に着任しま
した川野風花です。

石川県の大学で芸術学を学ん
でいましたが、父の水木しげる
先生好きに影響されてか、妖怪
について興味を持ち、最終的に
は山間部における山姥の研究を
していました。その研究から山
間部の生活、文化に強い興味を
抱き、このたび鳥取県日野町に
来ました。

鳥獣被害対策に関してはまだ
まだ勉強中の身ですが、鳥獣被
害に困っている人と共に、良い
解決策を考えていきたいと思っ
ています。

また、地域交流などにもどん
どん参加し、地域の活性化や課
題解決の助力に少しでもなりた
いと考えています。見かけた際
にはよろしくお願いします！

初めまして。4月に着任しま
した青木源です。
長崎県出身で、2年間東京の
専門学校で動植物や自然環境の
ことを学んできました。学校の
海外実習では、南アフリカで2
週間過ごし、そこでキリンの捕
獲やサイの追跡などを経験しま
した。



今回は、鳥獣被害対策の話は
お休みで、代わりに日野郡鳥獣
被害対策協議会に新しく入った
2人の隊員に自己紹介をしても
うりました。皆さん、お見知り
おきください。

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

KEEP OUT

～こんにちは、消費生活相談員です～

知って安心！消費生活のはなし



「通話は無料」のはずなのに？高額な通話料金を請求された！

〈相談事例〉

格安スマートフォンを契約し、無料で通話ができるサービスのオプションに加入した。通話料金が掛からないと思い、安心して電話を使っていたところ、高額な通話料金を請求された。



アドバイス

格安スマートフォン会社では、一定の時間内であれば無料で通話ができるサービスが提供されることがあります。しかし、独自のアプリを用いることや、電話番号の前に特定の番号を打ち込むことなど、会社の指定する通話方法でないと、予期せぬ高額請求を受ける場合があります。

例えば、不在着信の通知をタップして折り返しをしてしまうと、特定の番号がついていない状態で発信され、通話料金に割引が適用されなくなってしまうことがあります。

★格安スマートフォンの使用方法については、会社のホームページや契約書を十分確認しましょう。



一人で悩まず、相談は役場産業振興課内、消費生活相談窓口（電話 72-0336）
または局番なしの 188 にご連絡を！

※消費者ホットライン「188(いやや!)番」は、最寄りの市町村や都道府県の消費生活センターなどを案内する、全国共通の3桁の電話番号です。